（本號十面）　（明治三十年五月一日郵便信書認可）　明治二十七年五月二十八日　第三千九百二十七號　（定價金二錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も黄き新聞紙なり　時事新報は毎號詳細なる商況物價の報告あり

名家洋畫十二ヶ月

近來西洋の畫を學ぶ者寡からず其道に達し其技に熟し頗る見るべきの作ありと雖も世人普く此美術の進步如何を知らず斯道の爲め人々の遺憾とする所なり由て時事新報社は此美術の進步を廣く世人に紹介し且つ其奬勵の一端に供せんが爲め今般

東京府下の十二名家

を撰び之に十二箇月を割當て其長する所に從て毎月其月に因ある洋畫の揮毫を請ひ之を美麗なる彩色石版刷に附し毎月初旬時事新報の附錄として平生の愛讀者に配布する事と爲し來る四月を以て始め來年三月に至りて終る此十二箇月の洋畫、孰れも名家の手に成りたるものなれば四季折々に室内の裝飾として大に讀者の心目を樂しめ且つ我國此美術の進步を察するの具たるべし

來る四月五日第一附錄

十二名家の揮毫を石版に印刷し毎月附錄として時事新報の愛讀者に配布する其第一回は來る四月五日を以てすべし其畫題並に畫家は

淺井忠氏

にして[illegible]の好時節、此畫に對すれば身は忽ち百花爛漫の中に入りて魂飛び魄躍るの想ひあるべし

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓貳拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭[illegible]始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て還付を以て還付する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て都定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　青島を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、陸軍　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料

	一行目	二行目	三行目以上	七日以上
一行	十三錢	十一錢	十錢	五厘

廣告料定價

時事新報の廣告料は總て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみを寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

水害補助費の支出

（昨日の續）

國庫金支出の實際に於て前號に記したる如き不始末ありとすれば之を目して濫出と云はるゝも辯解の餘地なき次第なれども何故に當局者が斯る事實を看過して容易に補助費を支出するやと云ふに畢竟地方政の不取締に原因するものと云はざるを得ず地方の有樣を見るに彼有志家なる者が勢力を逞ふして地方の爲めに周旋すると云ひ公共の爲めに運動すると稱して如何なる事にも關係せざるはなし其周旋運動は只愚民輩の歡心を買ふて自家の爲めにせんとするものにして水害事件の如きは其輩の爲めには屈强の好機會なれ竊に地方の人民を勸め針小の損害を棒大に構ふて國庫の補助を請願せしめ自から周旋運動の勢を取り以て人氣に投ぜんとする其魂膽は一般に認むる所のみか地方官なるは百も承知の事なれども其事實を確かめずして斯る無稽なる請願を真面目に取次ぎ願意の徹底に盡力するが如きは何故なるやと云ふに彼有志家中には國會議員又は縣會議員の輩なるもありて其勢力容易に侮る可らず若しも地方官がなまなかの之に反對して願意を拒絕するみならんには忽ち地方に不親切なりとの名を付せられて例の辭職勸告、衆議請願等の運動に過ふか又は縣會に於て不信任の決議を爲すなど種々の妨害を試みるのみならず或は國會議員の輩なるが中央政府當局者の間に奔走して巧に說き廻はるときは時としては其地位を動かさるゝが如き奇變も圖る可らずと推察よりして百も承知の事實を知らざる輩に裝ふて有志家の運動に賛成し中央政府に對しても熱心を表する次第なりと云ふ

長官たる知事抔は且然り況んや郡長の如き市町村長の如き只管有志家の鼻息を窺ふのみなるは無理ならぬ事とにして今日の地方政は恰も他の成を仰ぐの有樣なりと云ふ驚き入りたる次第と云はざるを得ず地方政監督の任に在る中央政府の當局者たるものは果して是等の事實を認めざりしか或は之を認むるも地方官と同樣、有志家の反對運動を憚かりて深く其邊の內情には立入らざりしものか兎に角に斯る事實のあるにも拘はらず莫大の金額を支出したりとありては當局者も亦その責を免れずと云ふ可し大政の局に當るものは虛威虛飾の空威張を止めにし一般に對して愛嬌を專一とするみと肝要なる其代りに行政權の一段に至りて固く執りて一歩も讓る可らずとは我輩の常に勸告する所なれども當局の輩は尙ほ未だ悟らざるか依然虛威虛飾を事として空威張を止めざるのみか或は法律一偏を楯にし代言的の擧動を演じて自から得意を懼はしながら一方に地方政の始末如何を見れば前記の如く行政權はますます萎縮して殆んど無紀律暗黑の境界に在るが如し此有樣にて進行くときは政府の維持も覺束なき次第にして呆れ果たる始末と云はざるを得ず或は水害費の支出に就ては前例に照らしても世間に違憲云々の反對ある可きは最初より明白なるに當局者は其反對を期しながら六百萬圓の大金を支出したるは如何にも大膽の擧動にして此一事以て現內閣の勇氣を見るに足る可しとの說もあるよしなれども我輩の見る所を以てすれば其支出は取りも直さず地方政の不取締に原因するものにして寧ろ政府の弱點を示したるものゝ如し彼の違憲論の如き單に其手續の當不當を論ずるものにして其輩は頗る大なれども事の結果は詰り其事を承諾するとせざるとの問題に過ぎず事實に於ては深く恐るゝに足らざるの議論なれども若しも議會が違憲問題を外にして實際の事實に立入り一々詳細の質問を試みるときは如何なる辯者は如何なる辯を以て之に答辯す可きや我輩は政府の爲めに今より之を危ぶむものなり　（學）

官報

○詔勅

貴族院多額納稅者議員互選規則第二十四條ニ依リ明治二十七年ヲ以テ宮城縣ニ於テ貴族院多額納稅者議員關員ノ爲ニ補闕撰擧ヲ行フヘキコトヲ命ス

御名御璽

明治二十七年三月二十六日

內閣總理大臣　伯爵伊藤博文

○勅令

貴族院議員互選規則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年三月二十六日

內閣總理大臣　伯爵伊藤博文

內閣總理大臣　伯爵伊藤博文

司法大臣　男爵芳川顯正

勅令第三十號

法典調査會規則

第一條　法典調査會ハ內閣總理大臣ノ監督ニ屬シ法例民法、商法及附屬法律ノ修正案ヲ起草審議ス

第二條　法典調査會ハ總裁、副總裁各一人及委員三十五人以內ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　總裁、副總裁及委員ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

第四條　委員ニシテ引續キ二箇月以上會議ニ出席セサル者アルトキハ總裁ヨリ之ヲ內閣總理大臣ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ內閣總理大臣ヨリ奏請ノ上其ノ委員ヲ免ス

第五條　法典調査會ノ雜事及會務整理ニ關スル規則ハ內閣總理大臣之ヲ定ム

第六條　總裁ハ雜事ヲ整理シ其ノ決議ヲ內閣總理大臣ニ具申ス

第七條　副總裁ハ總裁ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ管理シ總裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副總裁ハ前項ノ外委員ト同一ノ資格ヲ以テ議事ニ與ス

第八條　法典調査會ニ起草委員若干人ヲ置キ第一條ニ掲クル法律ノ修正案ヲ起草セシム

起草委員ハ委員中ニ就キ總裁及委員ニ當ツ給ス但起草委員ニハ二千圓以內ノ手當ヲ給ス

第九條　總裁、副總裁及委員ニハ一千八百圓以內ノ手當ヲ給ス

第十條　法典調査會ニ起草委員ハ二千圓以內ノ手當ヲ給ス

第十一條　法典調査會ニ書記若干及庶務ニ從事セシム

第十二條　起草委員補助ニハ一千八百圓以內ノ手當ヲ給ス

御名御璽

明治二十七年三月二十六日

內務大臣

勅令第三十一號

岡山縣管下ニ於テ左ニ列記スル郡ニ郡長ヲ置キ其ノ管轄區域ヲ定ム

一　赤坂郡及邑久郡

一　御津郡及都窪郡

一　川上郡及上房郡

一　阿賀郡及浮多郡

一　真嶋郡及大庭郡

一　西西條郡、西北條郡、東南條郡及東北條郡

一　吉野郡及勝北郡

一　久米北條郡及久米南條郡

一　邑久郡及上道郡

附則

本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

勅令第三十二號

岡山縣管下ニ於テ左ニ列記スル郡ニ郡長ヲ置キ其ノ管轄區域ヲ定ム

一　赤坂郡及邑久郡

一　御津郡及都窪郡

一　川上郡及上房郡

一　阿賀郡及浮多郡

一　真嶋郡及大庭郡

一　西西條郡、西北條郡、東南條郡及東北條郡

一　吉野郡及勝北郡

一　久米北條郡及久米南條郡

一　邑久郡及上道郡

附則

本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

勅令第三十一號

貴族院議員互選規則第二十四條ニ依リ明治二十七年ヲ以テ宮城縣ニ於テ貴族院多額納稅者議員關員ノ爲ニ補闕撰擧ヲ行フヘキコトヲ命ス

御名御璽

明治二十七年三月二十六日

海軍大臣

勅令第三十二號

外國ニ於テ軍艦ヲ製造スル軍艦ノ工事監督ノ爲メ海軍部員ヲ派遣スル場合ニ於テ其ノ給料ヲ外國ニ駐在スル場合ニ於テハ其ノ給料及日當マテノ客會料及日當ハ別表ノ金額以內ニ定メトス

附則

本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

別表

官等	客會料
上長官	八圓
長官	七圓三十錢
次官	六圓
主任文官	五圓四十錢

○司法省告示第十七號

鳥取地方裁判所管內鳥取區裁判所書記出張ヲ廢ス

明治二十七年三月二十七日

○司法省告示第十八號

鳥取地方裁判所管內鳥取區裁判所書記出張ヲ廢ス

日光警察各村ノ警部事務ヲ停止ス

明治二十七年三月二十七日

○逓信省告示第八十二號

麻場驛下松郵吉浦村等特別賞及國驛下到郵便ノ事務廢止ヲ命ス

明治二十七年三月二十七日

○大藏省告示第八號

來ル四月一日ヨリ京都本金庫ヲ京都市上京區[illegible]本金庫所屬長崎支金庫ヲ坂田郡長浜町大字[illegible]

明治二十七年三月二十七日

○大藏省告示第七號

中央金庫所屬八王子支金庫ヲ來ル四月一日ヨリ廢止ス

明治二十七年三月二十七日

雜報

○地價修正委員大會　大坂市參事會員大會は去る二十五日午後二時より[illegible]に開きたる出席代議士は秋岡義[illegible]、[illegible]太郎、東尾平太郎（大坂）、松本長平（[illegible]）、月右內（和歌山）、野平[illegible]（廣島）、木村和一郎（靜岡）、木村菅太郎（三[illegible]）、西長寅、脇坂行三（滋賀）、又府縣委員[illegible]